



# 山形県公報

平成25年2月1日(金)

号 外 (6)

## 目 次

### 規 則

- 医療法施行条例施行規則…………… (地域医療対策課) … 1
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) … 3
- 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則…………… (道 路 課) … 7
- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …24

## 規 則

医療法施行条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第3号

#### 医療法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、医療法施行条例（平成24年12月県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第3条 条例第3条第1号の規則で定める病院又は診療所は、国の開設する病院若しくは診療所であって宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所とする。

2 条例第3条第1号の規則で定める数は、病床の種別ごとに既存の病床数又は申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは0）を乗じて得た数とする。

3 条例第3条第3号の規則で定める数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

第4条 条例第4条の規則で定める数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

(病院の人員の基準)

第5条 条例第6条各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）

- (2) 看護師及び准看護師 精神病床、結核病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 療養病床を有する病院の看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (4) 栄養士 病床数が100以上の病院にあっては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- (6) 療養病床を有する病院の理学療法士及び作業療法士 病院の実状に応じた適当数
- 2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。
- 3 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有するものに対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「精神病床、結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」とする。

（病院の施設の基準）

第6条 条例第7条各号に掲げる施設の構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者と療養病床の他の入院患者又は療養病床の入院患者と当該入院患者の家族が談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第7条 条例第8条各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数
- 2 第5条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に定める数について準用する。

（療養病床を有する診療所の設備の基準）

第8条 第6条第2号から第4号までの規定は、条例第9条各号に掲げる施設の構造設備について準用する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 条例附則第3項の規則で定める介護老人保健施設は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設とする。
- 3 前項に規定する介護老人保健施設の入所定員（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第13条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、第3条第3項及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

- 4 精神病床を有する病院（第5条第3項に規定するものを除く。）については、当分の間、第5条第1項第2号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）から減じた数を看護補助者」とする。
- 5 療養病床を有する病院であつて、省令第53条の規定による届出を行った同条に規定する特定介護療養型医療施設であるものに係る看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- 6 条例第8条各号に掲げる看護師、准看護師及び看護補助者に係る員数は、当分の間、第7条第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については看護師又は准看護師）とする。
- 7 療養病床を有する診療所であつて、省令第54条の規定による届出を行った、省令第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は省令第54条に規定する特定診療所であるものに係る看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第7条第1号及び第2号並びに前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- 8 療養病床を有する診療所であつて、省令第55条の規定による届出を行った、省令第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は省令第55条に規定する特定診療所であるものに係る看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第7条第1号及び第2号並びに附則第6項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。
- 9 附則第5項から前項までの入院患者及び外来患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第4号

##### 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（特定公園施設の設置基準）

第2条 条例第1条の5第1項の規定による基準は、別表第1のとおりとする。

第3条中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

別表第1を別表第1の2とし、同表の前に次の1表を加える。

#### 別表第1

##### 1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
  - ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
  - ハ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ニ ホに掲げる場合を除き、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。
  - ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - ニ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
  - ホ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
  - ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
  - ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
  - ロ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
  - ハ 横断勾配は、設けないこと。
  - ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - ホ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
  - ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。



(7) 次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

## 2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

## 3 休憩所及び管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ロ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ハ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

## 4 野外劇場及び野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、第2項第1号に規定する基準に適合するものであること。

ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びニの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(ホ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(ハ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ハ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に

利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。

(2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

ロ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

ハ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

## 5 駐車場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

## 6 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ロ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

ハ ロの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に規定する基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(ホ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ロ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 第2号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 第3号イ(イ)及び(ホ)並びにロの規定は、前号の便房について準用する。

(6) 第3号イ(イ)から(ハ)まで及び(ホ)並びにロ並びに第4号ロからニまでの規定は、第2号口の便所について準用する。この場合において、第4号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

#### 7 水飲場及び手洗場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

#### 8 掲示板及び標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

(3) 前各項及び前2号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第5号

##### 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 県道の構造の技術的基準（第3条―第7条）

第3章 県道に設ける道路標識の寸法（第8条）

第4章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

第1節 通則（第9条）

第2節 歩道及び自転車歩行者道（第10条―第17条）

第3節 立体横断施設（第18条―第23条）

第4節 乗合自動車停留所（第24条・第25条）

第5節 自動車駐車場（第26条―第36条）

第6節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第37条―第41条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年12月県条例第92号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例、道路法（昭和27年法律第180号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。

第2章 県道の構造の技術的基準

（車線により構成されない車道の部分）

第3条 条例第4条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

(1) 交差点

(2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

(3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯

- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間  
(車道及び側帯の舗装の構造の基準)

第4条 条例第25条第2項の規則で定める基準は、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）第3条から第5条まで（自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、同省令第3条から第6条まで）に定める基準とする。

(交通安全施設)

第5条 条例第33条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡  
(防雪施設)

第6条 条例第37条第1項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 吹きだまり防止施設
- (2) 雪崩防止施設  
(橋、高架の道路等)

第7条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

第3章 県道に設ける道路標識の寸法

(道路標識の寸法)

第8条 条例第45条第1項の県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法、同条第2項の規則で定める案内標識及びその文字の大きさ並びに同条第3項の警戒標識の寸法は、別表のとおりとする。

第4章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

第1節 通則

第9条 条例第46条の規定による基準は、この章の定めるところによる。

第2節 歩道及び自転車歩行者道

(歩道)

第10条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第11条 歩道の有効幅員は、条例第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第12条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第13条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第14条 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチ



メートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第15条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第16条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

- 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第17条 第11条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第13条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

### 第3節 立体横断施設

（立体横断施設）

第18条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、移動等円滑化された立体横断施設を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第19条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

- (4) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

- (6) かご内に手すりを設けること。

- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

- (10) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。

- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

## (傾斜路)

第20条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

## (エスカレーター)

第21条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

## (通路)

第22条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

## (階段)

第23条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中で踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 第4節 乗合自動車停留所

##### (高さ)

第24条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

##### (ベンチ及び上屋)

第25条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 第5節 自動車駐車場

##### (障害者用駐車施設)

第26条 自動車駐車場には、障害者用駐車施設を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

##### (障害者用停車施設)

第27条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者用停車施設を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

##### (出入口)

第28条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

##### (通路)

第29条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

## (エレベーター)

第30条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第19条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第19条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

## (傾斜路)

第31条 第20条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

## (階段)

第32条 第23条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

## (屋根)

第33条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第29条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

## (便所)

第34条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第35条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第29条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第36条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第34条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、



「当該便所」と読み替えるものとする。

#### 第6節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

##### (案内標識)

第37条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

##### (視覚障害者誘導用ブロック)

第38条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

##### (休憩施設)

第39条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

##### (照明施設)

第40条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

##### (防雪施設)

第41条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第10条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分<sup>さく</sup>を設けることができる。

3 第10条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第11条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。













4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第11条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。











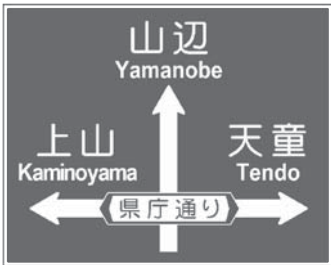

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、第15条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第17条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

別表



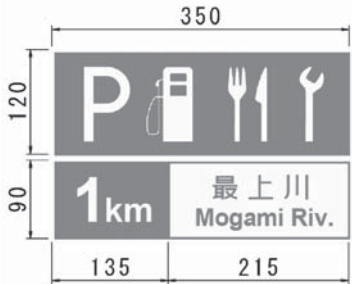

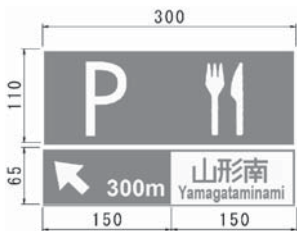
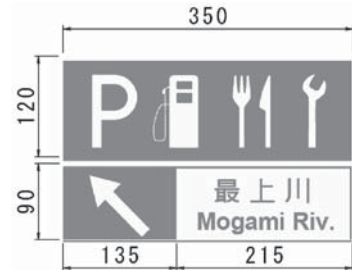

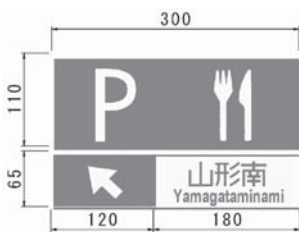

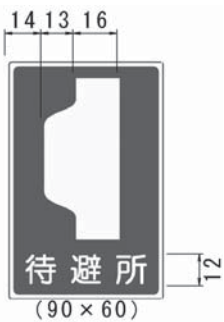
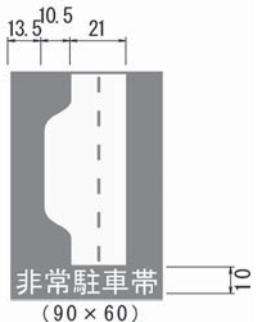
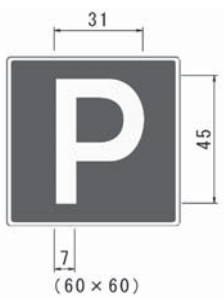
1 案内標識



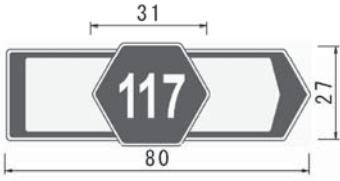
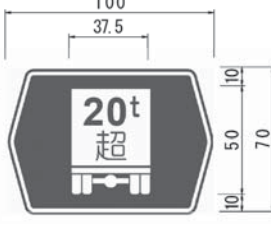
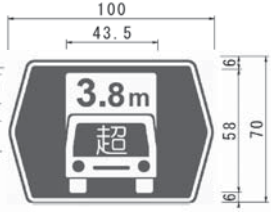
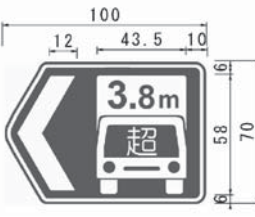
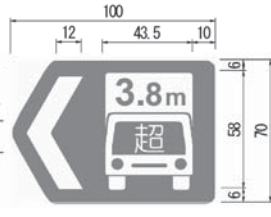
市町村 (101)	県 (102-A)	県 (102-B)
		
入口の方向 (103-A)	入口の方向 (103-B)	入口の予告 (104)
		
方面、方向及び距離 (105-A)	方面、方向及び距離 (105-B)	方面、方向及び距離 (105-C)
		
方面及び距離 (106-A)	方面及び距離 (106-B)	方面及び距離 (106-C)
		





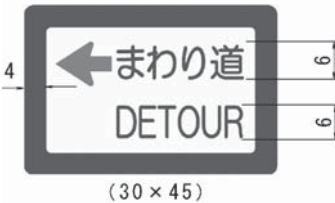

方面及び車線 (107-A)	方面及び車線 (107-B)	方面及び方向の予告 (108-A)
		
方面及び方向の予告 (108-B)	方面及び方向 (108の2-A)	方面及び方向 (108の2-B)
		
方面及び方向 (108の2-C)	方面及び方向 (108の2-D)	方面及び方向 (108の2-E)
		
方面、方向及び道路の 通称名の予告 (108の3)	方面、方向及び道路の通称名 (108の4)	出口の予告 (109)
		

<p>方面及び出口の予告 (110-A)</p> <p>(270 × 350)</p>	<p>方面及び出口の予告 (110-B)</p> <p>(200 × 320)</p>	<p>方面、車線及び出口の予告 (111-A)</p> <p>(245 × 350)</p>
<p>方面、車線及び出口の予告 (111-B)</p> <p>(180 × 320)</p>	<p>方面及び出口 (112-A)</p> <p>(270 × 350)</p>	<p>方面及び出口 (112-B)</p> <p>(200 × 320)</p>
<p>出口 (113-A)</p> <p>(195 × 240)</p>	<p>出口 (113-B)</p> <p>(295 × 150)</p>	<p>著名地点 (114-A)</p>
<p>著名地点 (114-B)</p>	<p>著名地点 (114-C)</p>	<p>主要地点 (114の2-A)</p>

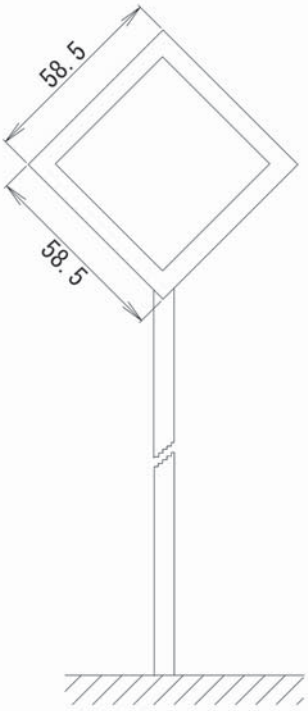












主要地点 (114の2-B)	料金徴収所 (115)	サービス・エリアの予告 (116-A)
		
サービス・エリアの予告 (116-A)	サービス・エリアの予告 (116-B)	サービス・エリア (116の2-A)
		
サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-B)	非常電話 (116の2)
		
待避所 (116の3)	非常駐車帯 (116の4)	駐車場 (117-A)
		













<p>駐車場 (117-B)</p>  <p>(90 × 60)</p>	<p>登坂車線 (117の2-A)</p>  <p>(60 × 160)</p>	<p>登坂車線 (117の2-B)</p>  <p>(90 × 240)</p>
<p>県道番号 (118の2-A)</p>  <p>30 30</p>	<p>県道番号 (118の2-B)</p>  <p>80 27</p>	<p>県道番号 (118の2-C)</p>  <p>80 27</p>
<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)</p>  <p>100 70</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)</p>  <p>100 70</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>  <p>100 70</p>
<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>  <p>100 70</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)</p>  <p>100 70</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)</p>  <p>100 70</p>

道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)
		
道路の通称名 (119-D)	まわり道 (120-A)	まわり道 (120-B)
	 <p>(30 × 45)</p>	

2 警戒標識

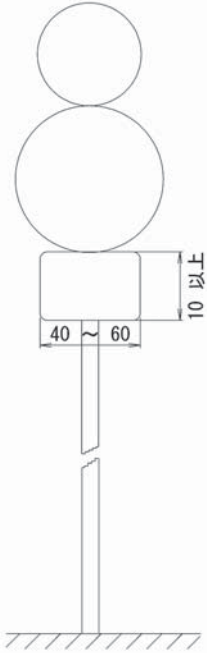

<p>本標識板の寸法</p>	<p>十形道路交差点あり (201-A)</p>	<p>┌形(又は┐形)道路交差点あり (201-B)</p>
		
	<p>└形道路交差点あり (201-C)</p>	<p>Y形道路交差点あり (201-D)</p>
		
<p>ロータリーあり (201の2)</p>	<p>右(又は左)方屈曲あり (202)</p>	<p>右(又は左)方屈折あり (203)</p>
		
<p>右(又は左)背向屈曲あり (204)</p>	<p>右(又は左)背向屈折あり (205)</p>	<p>右(又は左)つづら折りあり (206)</p>
		



<p>踏切あり (207-A)</p>	<p>踏切あり (207-B)</p>	<p>学校、幼稚園、保育所等あり (208)</p>
		
<p>信号機あり (208の2)</p>	<p>すべりやすい (209)</p>	<p>落石のおそれあり (209の2)</p>
		
<p>路面凹凸あり (209の3)</p>	<p>合流交通あり (210)</p>	<p>車線数減少 (211)</p>
		
<p>幅員減少 (212)</p>	<p>二方向交通 (212の2)</p>	<p>上り急勾配あり (212の3)</p>
		

<p>下り急勾配あり (212の4)</p>	<p>道路工事中 (213)</p>	<p>横風注意 (214)</p>
		
<p>動物が飛び出すおそれあり (214の2)</p>	<p>その他の危険 (215)</p>	
		

3 補助標識

<p>補助標識板の寸法</p>	<p>注意事項 (510)</p>
	 <p>(30×30)</p>

備考

1 本標識板の寸法等は、次のとおりとする。

(1) 寸法

- イ 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- ロ 自動車専用道路（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1に規定する高速道路等に該当する自動車専用道路をいう。次号トを除き、以下同じ。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- ハ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- ニ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の13分の20倍まで、設計速度が100キロメートル毎時の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の13分の25倍まで、それぞれ拡大することができる。
- ホ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の13分の10倍まで縮小することができる。
- ヘ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- ト 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（へに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- チ 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- リ 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。
- ヌ 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の13分の16倍若しくは13分の20倍にそれぞれ拡大し、又は図示の寸法の13分の10倍に縮小することができる。

(2) 文字等の大きさ等

- イ 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- ロ 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、30センチメートル（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、地域の景観の形成に配慮する必要がある場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合にあっては、道路の設計速度に応じ、これを次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）とすることができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
60、50又は40	20
30以下	10

ハ ロに規定する案内標識の文字の大きさは、ロの規定にかかわらず、必要がある場合にあっては、当該道路の設計速度に応じ、ロの表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）の1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

ニ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、ロ又はハの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

ホ 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

ヘ 「市町村」、「県」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

ト 自動車専用道路（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第1に規定する都市高速道路等に該当する自動車専用道路をいう。）に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

チ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

リ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(イ) 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(ロ) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識板の寸法は、次のとおりとする。

(1) 案内標識に付置される補助標識にあっては図示の寸法を、警戒標識に付置される補助標識にあっては図示の寸法に1.3を乗じて得た値の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その付置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「別表」を「別表第1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（県営住宅等の整備基準）

第1条の2の2 条例第2条の3第1項に規定する整備基準は、別表第2のとおりとする。

第1条の3中「第5条第1項」を「第5条」に改め、同条第2号イ中「身体障がい」を「身体障害」に改め、同号ロ中「精神障がい（知的障がい）」を「精神障害（知的障害）」に改め、同号ハ中「知的障がい」を「知的障害」に、「精神障がい」を「精神障害」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条第2号イに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

イ 障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの

(イ) 身体障害 前項第2号イに規定する程度

(ロ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ハ) 知的障害 (ロ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ロ 前項第3号に該当する者

ハ 前項第4号に該当する者

ニ 前項第6号に該当する者

ホ 前項第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第2条第4号中「前条に」を「前条第1項に」に改め、同号イ中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同号ロ中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に改め、同号ハ中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に改め、同号ニ中「前条第4号」を「前条第1項第4号」に改め、同号ホ中「前条第5号」を「前条第1項第5号」に改め、同号へ中「前条第6号」を「前条第1項第6号」に改める。

第18条中「(第16条の3に規定する県営住宅及び共同施設に係るものを除く。)」を削る。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

#### 別表第2

##### 1 敷地の基準

(1) 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものであること。

(2) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。

(3) 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていること。

##### 2 県営住宅の基準

(1) 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置であること。

(2) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていること。

(3) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るための適切な措置が講じられていること。

(4) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を図るための適切な措置が講じられていること。

(5) 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を図るための適切な措置が講じられていること。

(6) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていること。

(7) 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上であること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

(8) 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

(9) 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていること。

(10) 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていること。

(11) 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を図るための適



切な措置が講じられていること。

(12) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていること。

(13) 前号の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものであること。

### 3 共同施設の基準

(1) 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものであること。

(2) 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものであること。

(3) 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものであること。

(4) 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものであること。

(5) 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていること。

### 附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に57歳以上である者に対する改正後の第1条の3第2項第2号の規定の適用については、同号中「60歳以上の」とあるのは、「平成25年4月1日前に57歳以上である」とする。